

シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ

追加型投信／内外／株式
自動けいぞく投資適用



投資信託説明書(交付目論見書) 2017年3月30日

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は下記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立／1991年12月20日

資本金／4億9千万円(2016年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／約7,021億円(2016年12月末現在)

グループ会社全体の運用総額／3,438億英ポンド(約47兆円)(2016年6月末現在、1英ポンド=137.14円で換算)

照会先

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

インターネットホームページ <http://www.schroders.co.jp/>

電話番号 03-5293-1323 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本、アジア、オセアニア	ファミリーファンド	なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。またファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

この目論見書により行うシローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズの募集については、発行者であるシローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年6月3日に関東財務局長に提出し、平成28年6月19日にその届出の効力が生じています。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として「シュローダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンド(以下「アジアマザー」という場合があります。)」ならびに「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド(以下「日本マザー」という場合があります。)」の受益証券への投資を通じ、主要投資対象である、日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。なお、アジアマザーと日本マザーを合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。

ファンドの特色

1. 日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 実際の運用にあたっては、マザーファンド受益証券を通じて投資を行います。
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本を除くアジアパシフィック諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 銘柄選定にあたってはESGの観点を加味します。

- 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

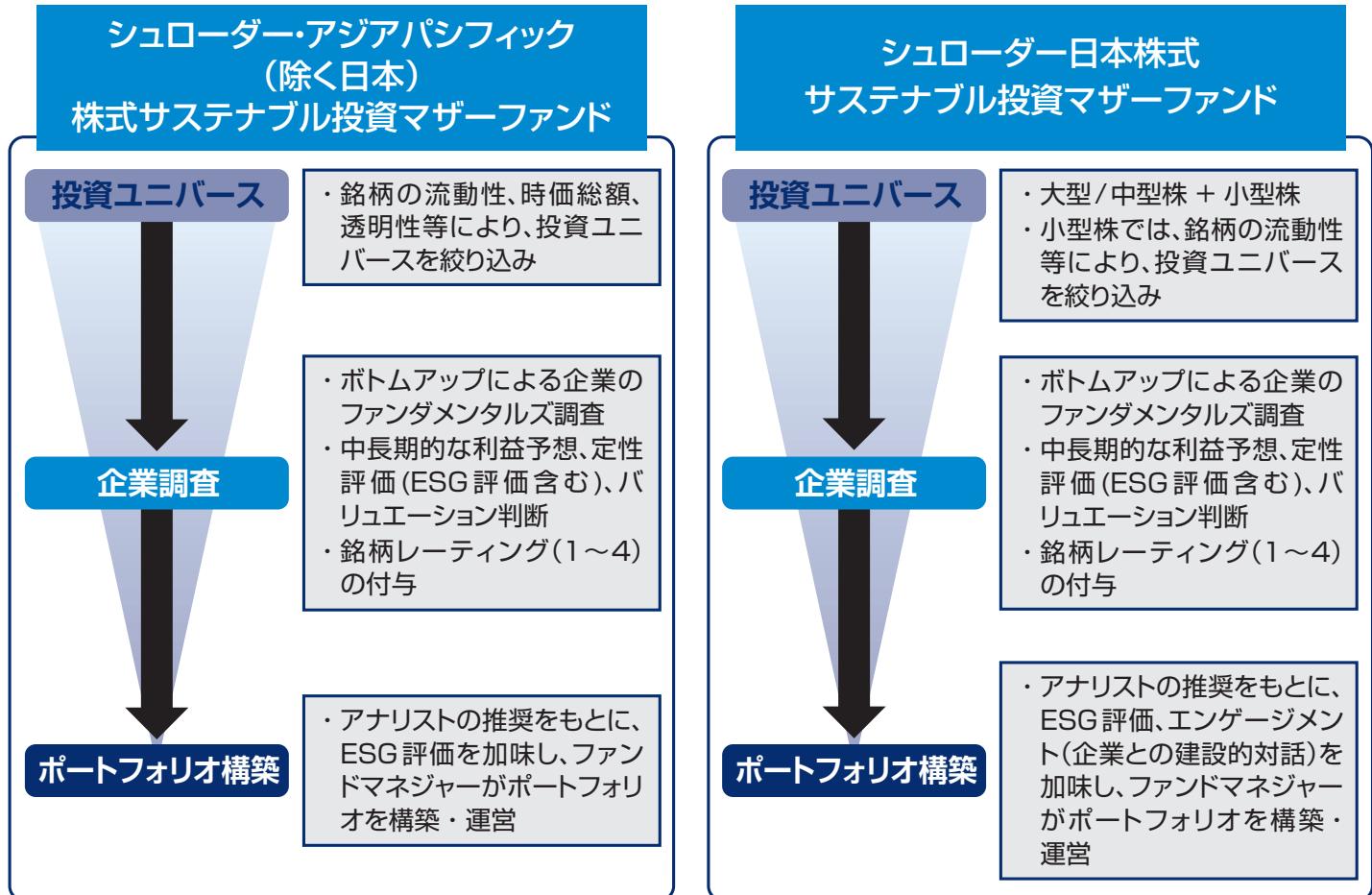
3. ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- アジアマザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス



・各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本と日本以外の国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行う。

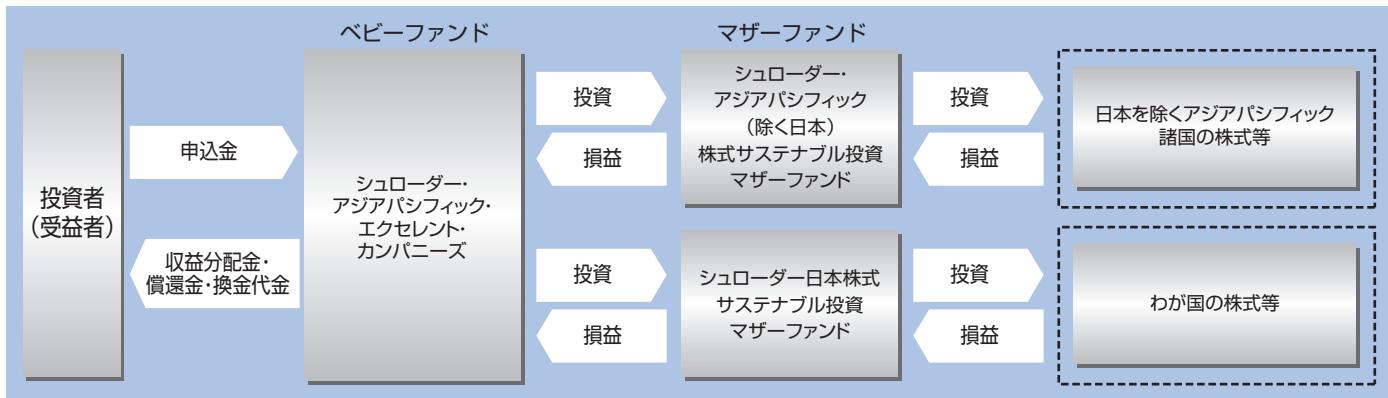
シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ

2016年12月末現在

※上記の運用プロセスは、今後、予告なく変更となる可能性があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ)とし、ベビーファンドの資金を「アジアマザー」および「日本マザー」に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

年1回の決算時(原則6月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※なお、分配を行わない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ・ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に国内外の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 収益分配金に関する留意事項
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について隨時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

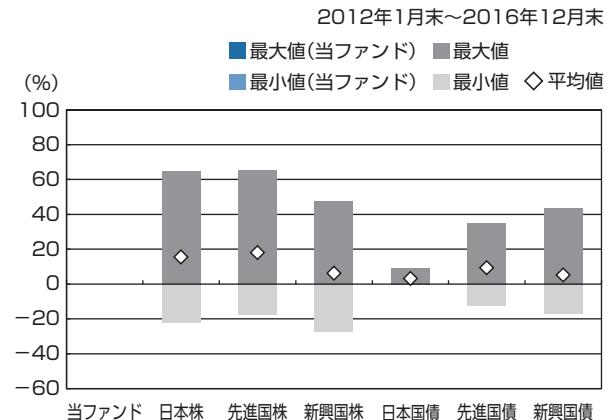


*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算してあります。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	-	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	0.5	△ 12.3	△ 17.4
平均値	-	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
*決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算してあります。

各資産クラスの指標

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

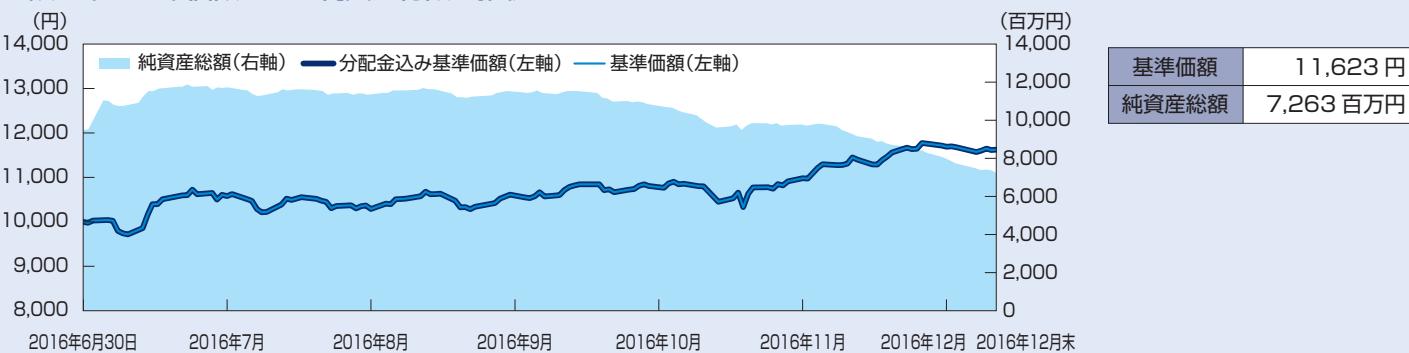
MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指標やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行う意図は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

3.運用実績

2016年12月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2016年6月30日

分配の推移

第1期決算日は2017年6月20日のため、該当事項はありません。

主要な資産の状況

■ 組入上位国／地域 ■

順位	国／地域	投資比率(%)
1	日本	41.9
2	オーストラリア	18.4
3	中国	9.5
4	香港	5.9
5	韓国	5.3
6	台湾	5.2
7	シンガポール	3.4
8	ルクセンブルグ	3.0
9	アメリカ	2.0
10	タイ	1.9

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国／地域	業種	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	3.7
2	サムスン電子	韓国	情報技術	3.2
3	SISF(ショーダー・インターナショナル・セレクション・ファンド)・インディアン・エクイティ	ルクセンブルグ	その他	3.0
4	テンセント・ホールディングス	中国	情報技術	2.5
5	ウェストパック銀行	オーストラリア	金融	2.4
6	AIAグループ	香港	金融	2.2
7	アリババ・グループ・ホールディング	中国	情報技術	2.2
8	iシェアーズMSCIインドETF	アメリカ	その他	2.0
9	CSL	オーストラリア	ヘルスケア	1.9
10	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	金融	1.8

※上記データは全てマザーファンドの状況で純資産総額比です。業種はGICS(世界産業分類基準)の分類に基づいて表記しています。組入比率グラフは、四捨五入して表示しているため、合計が100%にならないことがあります。アジアマザーのインドについては、現地信託口座開設までルクセンブルク籍外国投信とETFを組み入れています。

年間收益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2016年6月30日が設定日のため、2015年以前の実績はありません。2016年は6月30日から12月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引き前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購入の申込期間	平成28年6月30日から平成29年9月20日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。
信託期間	平成38年6月22日まで(平成28年6月30日設定)
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引き後無手数料で再投資が可能です。なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	4,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
購入・換金申込不可日	国内の休業日および香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日には、購入・換金のお申込みは受けません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「アシバシエク」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に <u>3.24%(税抜 3.00%)</u> 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に <u>0.2%</u> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率 1.8036%(税抜 1.6700%)</u> 。 毎計算期間の最初の 6 カ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。								
	<table><thead><tr><th colspan="2">運用管理費用(信託報酬)の配分</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>年率 0.85% (税抜)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率 0.75% (税抜)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率 0.07% (税抜)</td></tr></tbody></table>	運用管理費用(信託報酬)の配分		委託会社	年率 0.85% (税抜)	販売会社	年率 0.75% (税抜)	受託会社	年率 0.07% (税抜)
運用管理費用(信託報酬)の配分									
委託会社	年率 0.85% (税抜)								
販売会社	年率 0.75% (税抜)								
受託会社	年率 0.07% (税抜)								

その他の費用・手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等	ファンドの純資産総額に対して <u>年率 0.108%(税抜 0.100%)</u> を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。
------------	---	--

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記は、2016年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

MEMO

